

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について

(中部環境ソリューション合同会社)



環境省は、平成 28 年 3 月 30 日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB) 廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を中部環境ソリューション合同会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、または行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

①住所、名称、代表者の氏名

愛知県名古屋市港区大江町 3 番地 2

中部環境ソリューション合同会社 職務執行者 長浦 和明

②施設設置場所

愛知県弥富市楠 1 丁目 124 番、125 番 1、125 番 2 及び 126 番

③施設の種類

PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設

④処理を行う廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 2 条の 4 第 5 号ロに規定する PCB 汚染物のうち、電気機器又は OF ケーブル(PCB を絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量の PCB によって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

⑤処理の方法

洗浄(加熱強制循環洗浄法)

⑥処理能力

洗浄施設 1 基につき、変圧器(抜油済みであって、(4)に掲げるものに限る。)を
最大 3 台/7 日 * 洗浄施設は最大 5 基まで

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 平成28年 3 月 30 日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐藤旭

